Ⅲ 健康推進班

1 健康おきなわ21の推進

- (1) 健康増進事業
- (2) 栄養改善事業
- (3) 歯科保健事業
- (4) タバコ対策事業
- (5) 地域職域連携推進事業

2 感染症対策

- (1) 結核対策
- (2) 感染症対策

3 その他の疾病対策

- (1) 骨随提供希望者登録推進事業 (骨髄バンクドナー登録)
- (2) 熱中症

1 健康おきなわ21の推進

【法的根拠】

沖縄県では、健康増進法(第八条)に基づき平成14年1月に「早世の予防」「健康寿命の延伸」「生活の質の向上」を目的とする「健康おきなわ2010」が策定された。また、平成20年3月には、前計画の目的を引継ぎ、長寿世界一復活に向けた行動計画「健康おきなわ21」を策定し、県民一体の健康づくりを推進してきた。その結果、平成30年2月に公表された平成27年都道府県別生命表で、平均寿命は延伸したが、全国順位は、男性が30位から36位へ、女性は3位から7位へ順位を下げ、長寿県としての地位は危機的状況にある。さらに令和2年都道府県別生命表では、男性36位から43位、女性7位から16位と順位を下げている。

こうした状況を踏まえ県では、「2040年に男女とも平均寿命日本一」を長期目標とする「健康 おきなわ21(第2次)~健康・長寿おきなわ復活プラン~」を策定、重点的な取り組み事項とし て特定健診・がん検診の受診率向上、肥満の改善、アルコール対策を掲げ県民運動を展開して おり、北部保健所においても市町村や関係団体等と連携し健康づくりを推進している。

【北部保健所の健康づくり事業】

沖縄県健康増進計画

健康増進法(平成15年5月施行)

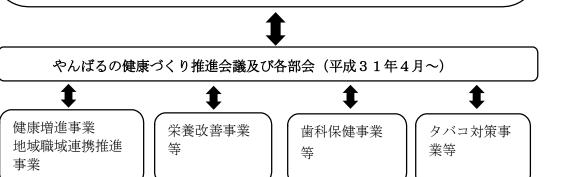


健康おきなわ21 (第2次)

(平成26年3月策定)

【健康づくりを推進するための4つの基本方針】

- 1. 生活習慣病の早期発見と発病予防・重症化予防 「がん」「循環器疾患」「糖尿病」「肝疾患」「COPD(慢性閉塞性肺疾患)」
- 2. 生活習慣の改善「食生活・身体活動」「休養・こころの健康」「アルコール」「タバコ」 「歯・口腔の健康」
- 3. 生涯を通じた健康づくり 「次世代の健康(乳幼児・学童・思春期)」 「働き盛り世代の健康(青壮年期)」「高齢者の健康」
- 4. 健康を支えるための社会環境の整備(地域力の向上)



(1) 健康増進事業

ア概要

健康増進事業は、健康増進法(平成14年法律第103号)第17条第1項及び第19条の2に基づき市町村が行う事業である。この事業は、住民の健康増進に資するものであることから市町村健康増進計画等に位置づけ、計画的に推進することが望ましいとしており、保健所は、市町村がそれらの保健事業を円滑かつ効果的に推進できるように必要な支援及び連絡調整等を行っている。

イ 市町村支援、健康おきなわ21推進に関する取り組み

令和元年度の「やんばるの健康づくり推進会議」において、取組みテーマを「高血圧」 とした。

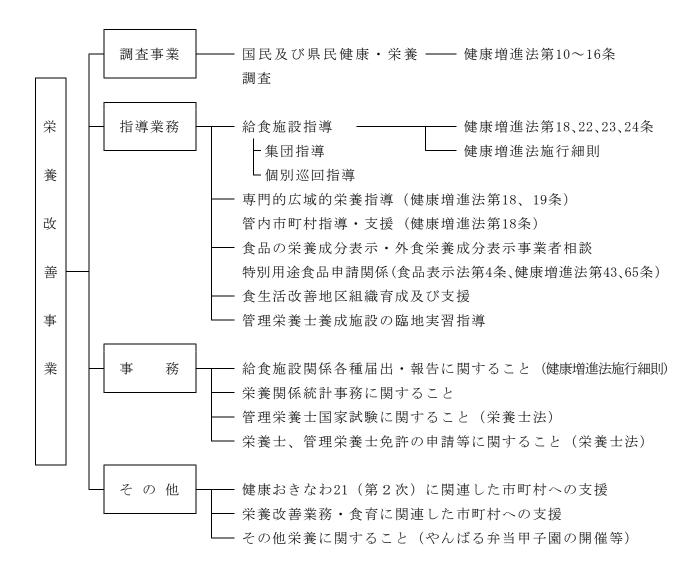
令和2~4年度は新型コロナウイルス感染症発生に関する対応や緊急事態宣言の発令等により、推進会議を開催する機会は設けられなかった。本庁健康長寿課及び国立循環器病研究センターとの連携によるセミナーにおいて、沖縄県の健康課題が提示されたことから管内において検討の結果次年度以降、働き盛りを対象としたがん対策、高血圧を含む循環器疾患対策への取り組みを行うこととなった。

ウ 生活習慣病対策 健康づくり週間月間等行事

名称	実施時期	内容
健康増進普及月間 がん征圧月間 食生活改善普及運動	9月~10月	*新型コロナウイルス感染症対応により実施せず
及生佔以普首及連動		*利望コロナリイル人感染症対応により美胞セ 9
女性の健康づくり週間	3月1日	場所:名護市産業支援センター 商工会女性部を対象 14名参加 ①女性の健康づくりに関するリーフレット配布 ②がん、栄養、受動喫煙対策、歯科保健等に関する 講話

(2) 栄養改善事業

地域住民の健康の保持増進を図ることを目的として、国民健康・栄養調査及び県民健康・栄養調査の実施、給食施設の栄養管理指導、専門的広域的栄養指導、市町村支援、食品関係事業者等への栄養成分表示指導、食生活改善地区組織の育成及び行政事務等の栄養改善事業を実施している。



ア 栄養実態調査

(ア) 国民健康・栄養調査

国民の健康状態、食品摂取量、栄養素等摂取量の実態を把握すると同時に栄養と健康との関係を明らかにし、健康増進対策等に必要な基礎資料を得ることを目的とする。 (健康増進法第10~16条)

(イ) 県民健康・栄養調査

この調査は県民の栄養摂取の状態を把握すると同時に栄養と健康状態との関係を明らかにするために沖縄県が行うものである(5年に1回)。調査結果は県民の栄養改善と健康の保持増進を図るための基礎資料として活用する。

表 1 調査概要

調査年	区分	調査地区	世帯数	世帯人数	調査内容				
亚子90年库	III III	名護市大中	42	102	栄養摂取状況調査 生活習慣調査				
平成28年度	県民	今帰仁村平敷	43	90	身体状況調査 口腔内状況調査				
平成29年度	文29年度 国民		14	31	栄養摂取状況調査 生活習慣調査 身体状況調査				
平成30年度~令和4年度 該当地区なし									

イ 相談・指導業務

保健所では難病患者や身体・知的障害者、食物アレルギーなど専門的な栄養指導や食 生活支援の相談等を行う。

また、販売に供する食品で栄養に関する表記等は健康増進法や食品表示基準に従い、正しい表示をしなければならないが、その指導・相談等も食品業者に対して行っている。

表 2 相談·指導状況

	個別指導	集団	指導	栄養成分表示に関する		
	• 相談	回 数	延人数	相談・指導		
令和3年度	0件	0回	0名	優良県産品等審査 0件 その他の指導 93件		
令和4年度	0件	0回	0名	優良県産品等審査 0件 その他の指導 83件		

ウ 給食施設指導

特定給食施設とは、特定かつ多数の者に対して、継続的に1回100食以上又は1日250 食以上の食事を供給する施設をいう。その他の給食施設とは、特定かつ多数の者に対し て継続的に食事を提供する施設で特定給食施設に該当しないものをいう。

健康増進法第18条第1項第2号及び第22条に基づき、特定給食施設等における栄養管理の実施について、必要な指導・助言を行っている。

表 3 給食施設指導状況

令和4年度

個	別指導	集団指導						
特定給食施設	その他の給食施設	開催回数	開催回数 参加施設数 参加					
33件	35件	0回	0施設	0人				

表 4 給食施設の届出状況

		管理 ^余 のみい			栄養士・労 らもいる		栄養出いる		管理栄養士 栄養士
		施設数	管理栄養士数	施設数	管理栄養士数	栄養士 数	施設数	栄養士 数	どちらもい ない施設
	学校	4	5	0	0	0	5	5	0
	病院	1	2	6	27	13	0	0	0
	介護老人保健施設	2	5	2	6	2	0	0	0
	介護医療院	0	0	0	0	0	0	0	0
特	老人福祉施設	1	2	3	5	4	1	2	0
定	児童福祉施設	5	5	0	0	0	2	2	15
給食	社会福祉施設	1	1	0	0	0	0	0	0
施	事業所	0	0	0	0	0	0	0	1
設	寄宿舎	0	0	0	0	0	0	0	0
	矯正施設	0	0	0	0	0	0	0	0
	一般給食センター	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	14	20	11	38	19	8	9	16
	学校	0	0	1	1	1	5	6	0
	病院	0	0	2	2	2	0	0	0
	介護老人保健施設	0	0	0	0	0	0	0	0
そ	介護医療院	0	0	0	0	0	0	0	1
0	老人福祉施設	3	3	0	0	0	2	2	0
他	児童福祉施設	0	0	0	0	0	3	3	27
の給	社会福祉施設	0	0	0	0	0	3	3	0
食	事業所	0	0	0	0	0	0	0	0
施設	寄宿舎	0	0	0	0	0	0	0	2
取	矯正施設	0	0	0	0	0	0	0	0
	一般給食センター	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	1	1	0
	計	3	3	3	3	3	14	15	30

エ 管理栄養士・栄養士免許申請

栄養士法 (昭和22) 年法律第245号) 第2条に基づき申請業務を行っている。

表5 管理栄養士・栄養士免許申請状況

令和4年度

	管理栄養士			栄養士					
新規	訂正	再交付	新規	再交付	合計				
5	4	1	3	0	0	13			

才 食生活改善地区組織育成

地域住民の健康づくりを推進させるため、昭和54年~平成4年の間、栄養に関する知識及び技術指導を実施し、食生活改善推進員の養成を行った。食生活改善推進員は70世帯に1人を目標に養成され、現在は市町村で養成されており、食を中心とした健康づくり事業等で活躍している。平成17年に沖縄県食生活改善推進員連絡協議会北部支部も結成されたが、現在は休会中である。

北部保健所では、食生活改善推進員の資質の向上と地域における健康づくりの推進を 図ることを目的に、市町村と連携し支援を行っている。

表 6 管内食生活改善推進協議会結成状況

令和4年度

協議会名	会員数	結成月日
名護市食生活改善推進協議会	52名	平成3年1月12日結成
大宜味村食生活改善推進協議会	休会	平成16年12月21日結成
今帰仁村食生活改善推進協議会	休会	平成18年2月27日結成
伊平屋村食生活改善推進協議会	休会	平成2年4月1日結成
伊是名村食生活改善推進協議会	休会	平成6年3月25日結成
食生活改善推進員連絡協議会北部支部	休会	平成17年1月25日結成

カ ヘルシーメニュー提供の推進

事業名	事業内容
北部地区栄養情報提供店(くえーぶーかめー店)登録事業	1. ヘルシーメニュー提供及び登録勧奨 目 的:ヘルシーメニューを提供する飲食店を増やし、食環境整備をはかる 対 象:北部管内飲食店関係者 「食品衛生講習会」受講者 7名 (3回) 期 間:令和4年4月~令和5年3月 場 所:北部保健所内
やんばる弁当甲子園 (ヘルシーメニューコンテスト)	新型コロナ感染症の感染拡大に伴い中止

(3) 歯科保健事業

歯や口腔の健康を保つことは、単に食物を咀嚼するだけでなく、食事や会話を楽しむなど豊かな人生を送るための基礎となる。「健康おきなわ21(第2次)における健康づくりを推進するため基本方針の一つである生活習慣の改善項目として「歯・口腔の健康」が掲げられている。

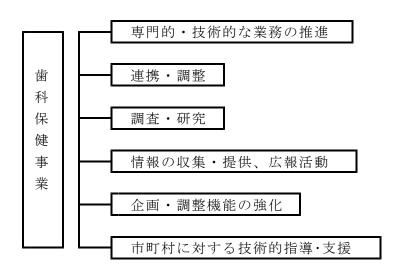
「健康おきなわ21 (第 2 次) における「歯・口腔の健康」を推進し、地域住民の歯 や口腔の保持増進を目的に歯科保健事業を実施している。

ア 法的根拠:地域保健法(第5条第1項)、健康増進法(第2章第7条第6号)

歯科保健業務指針(平成9年3月健政第138号)

歯科口腔保健の推進に関する法律(平成23年法律第95条)

沖縄県歯科口腔保健の推進に関する条例 (平成31年3月30日)



イ 普及啓発

(ア) 「歯と口の健康週間」ポスター掲示

日時:5月31日~6月17日

場所:保健所ロビー

内容:①むし歯予防(フッ化物の利用)②歯周病予防(歯間清掃用具の利用)

③定期歯科健診のすすめ等

対象:一般住民

(イ) 歯科口腔保健月間(歯がんじゅう月間)パネル展

日時:11月7日~11月11日

場所:イオン名護ショッピングセンター(1階フロアー)

内容:むし歯予防、歯周病予防に関するパネル展示及びリーフレットの配布

対象:一般住民

(ウ) 飲食店関係者へ歯周病予防に関するリーフレット等の情報提供

対象:食品衛生協会北部支部窓口来所者:395名場所:食品衛生協会北部支部(北部保健所2階)

内容:歯周病予防(歯間清掃用具の利用)、定期歯科健診のすすめ等

(エ) 北部管内保育施設へむし歯予防 (フッ化物の利用) リーフレット送付

(4) タバコ対策事業

ア 法的根拠

平成14年8月2日「健康増進法」公布。健康増進法第25条(受動喫煙の防止)では多数の者が利用する施設を管理する者に、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めることを規定。平成30年7月25日「健康増進法の一部を改正する法律」公布。受動喫煙の防止を図るため、特に健康影響の大きい子ども、患者の皆さんに配慮し、多くの方が利用する施設の区分に応じ、敷地内禁煙・原則屋内禁煙の措置がとられることになった。

イ 事業内容

(ア) 受動喫煙防止対策

a 令和4年度市町村本庁舎における禁煙状況について電話による聞き取り

目的:「令和4年度市町村本庁舎における禁煙状況調査」調査結果(県健康長寿課主体)を踏まえ、管内市町村本庁舎の受動喫煙対策の実施状況を把握し、受動喫煙防止対策の推進を目的に実施。

内容:第一種施設における敷地内禁煙の実施状況、特定屋外喫煙場所の設置状況、

喫煙器具・設備等の設置状況等

対象:管内市町村本庁舎施設(特定屋外喫煙場所設置)

7 市町村:名護市役所、国頭村役場、大宜味村役場、東村役場、本部町役場、伊江村役場、伊是名村役場

方法:調査票(チェックリスト)を作成し、電話による聞き取り

時期:令和5年1月

(イ) 健康増進法の一部改正に伴い対応を要する業務

平成30年7月に「健康増進法の一部を改正する法律」が成立し、令和2年4月から、 多数の者が利用する施設では原則屋内禁煙であるが法令で定める要件を満たした喫煙可能室等の設置は可能となる。

a 既存特定飲食提供施設について

改正健康増進法の規定により、既存特定飲食提供施設に限り、経過措置として、「喫煙可能室」の設置が認められている。既存特定飲食提供施設とは2020年4月1日時点で既に営業している飲食店、個人経営または資本金・出資金の総額が5,000万円以下、客席面積100㎡以下の条件全てを満たす小規模の飲食店が該当する。

b 喫煙可能室設置施設の届出 (新規/変更/廃止) 状況

当保健所では、令和2年3月より届出受付を開始した。既存特定飲食提供施設に該当し、喫煙可能室を設置する場合は、施設の所在地の管轄保健所へ届出が必要である。令和2年3月~令和5年3月末現在の「喫煙可能室設置施設数」合計191件(飲食店全部喫煙187件、飲食店一部喫煙4件)

表 7 喫煙可能室設置施設 (新規/変更/廃止) 届出数

令和4年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
新規届出	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
変更届出	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
廃止届出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(ウ)受動喫煙防止対策に関する相談・現地確認等

電話・窓口対応:8件(飲食店関係者)

施設現場確認 : 1件(伊江村飲食店)

苦情対応 : 1件(本部町内ビーチ利用者)

(工)普及啓発

a 世界禁煙デー・禁煙週間(5月31日~6月6日)ポスター掲示

日時:5月25日~6月8日

場所:保健所ロビー対象:一般住民

b 飲食店での受動喫煙対策·改正健康増進法等に関する情報提供

対象:食品衛生協会北部支部窓口来所者:395名 場所:食品衛生協会北部支部(北部保健所2階)

内容:受動喫煙の健康への影響リーフレット、改正健康増進法に関するチラシ等

の配布

(5) 地域職域連携推進事業

ア 事業目的

沖縄県は、20~64歳の年齢調整死亡率が男女ともに全国より高い状況が続いている。また、職場における定期健康診断有所見率も全国1位の状況が続いており、働き盛り世代の健康悪化が課題となっている。管内においても令和2年の主要死因で生活習慣病といわれるがん、心疾患、脳血管疾患による死亡の割合は45.2%となっており、生活習慣病の発症リスクを高める喫煙や高血圧、アルコール、肥満等の健康課題がある。

これらのことから働き盛り世代の健康を守ることが重要であり、地域保健及び職域保健が相互の情報交換を行い、連携した保健事業により生活習慣病対策及び生涯を通じた継続的な健康づくりを推進する。

イ 事業の内容

(ア) 北部保健所地域・職域連携推進協議会 ※当該年度は開催なし

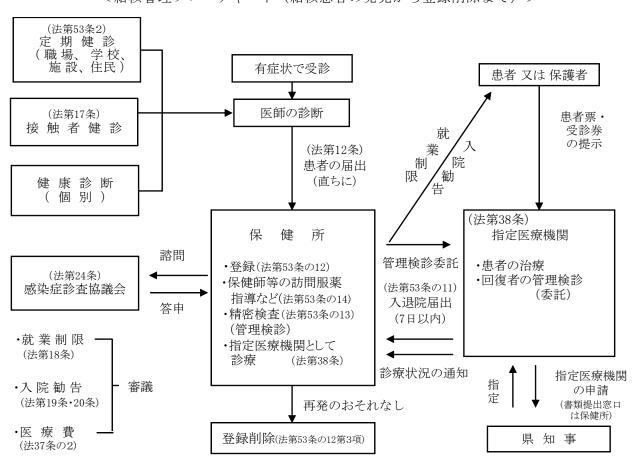
2 感染症対策

(1) 結核対策

ア 感染症法に基づく基本的対策

健康診	定 期 (第53条の2)	事業所の従事者等はその事業者が実施。学生・生徒については 学校長が実施。施設(矯正施設、社会福祉施設)の収容者は施 設長が実施。それ以外のいわゆる一般住民については市町村が 実施。
断	接 触 者 (第17条)	結核にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者(結核 患者家族、濃厚接触者等)に対し、結核予防上特に必要がある と認められるとき県が実施。
患	届 出 (第12条、53条の11)	医師等による患者の診断時、入退院時の保健所長への届出。
者	登 録 録 53条の12)	保健所における結核患者の登録及び患者の現状把握。
管	保 健 指 導 (第53条の14)	結核の予防又は医療上必要と認められる者の家庭を訪問し、処 方された薬剤を確実に服用することその他必要な指導を行う。
理	管 理 検 診 (第53条の13)	結核登録者のうち要観察者、治療状況不明者、治療放置等を対象とした精密検査。
感防染止	就業制限・入院勧告 (第18・19・20条)	感染のおそれのある結核患者への就業禁止、入院勧告。
医	一般患者に対する 医療(第37条の2)	結核の適正な医療を普及するため、結核医療に要した費用の公 費負担。
療	入院勧告患者の医療 (第37条)	入院勧告を行った患者に対する医療費の公費負担。

<結核管理フローチャート(結核患者の発見から登録削除まで)>



イ 管内の結核の概要

(ア) 罹患率の年次推移

管内における結核の罹患率を過去5年間で比較すると、平成30年の16.8 (17人) から年々減少し、令和4年は9.9 (10人) となっている。

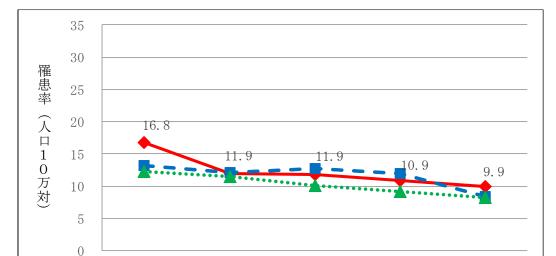


図1 結核罹患率の推移(国、県比較)

平成30年

※「罹患率」…一年間に新たに登録された結核患者数を人口10万対比で示したもの (新登録患者数/年10月1日人口×10万)

-管内 -- 沖縄県 ·・・▲・・ 全国

令和2年

令和3年

平成31年

出典:結核発生動向調査

令和4年

(イ) 新登録者の推移

令和4年の新登録結核患者における「肺結核」が全結核に占める割合は10人中 7人(70.0%)、「肺外結核」が3人(30.0%)を占めている。

表 1 活動性分類別新登録者

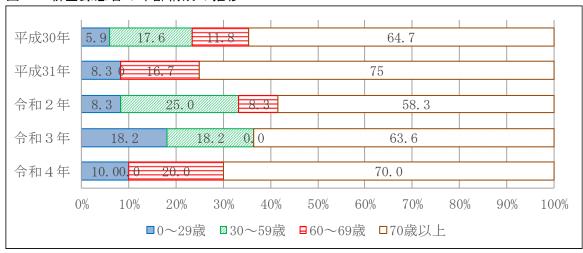
		活	動	生 結	核			
			肺結核	叶 从 外 十 大	(別掲) 潜在性			
	総数	総数	喀痰塗抹 陽性	その他の 菌陽性	菌陰性 その他	肺外結核 活動性	結核感染症	
平成30年	17	13	6	7	0	4	10	
平成31年	12	9	4	5	0	3	3	
令和2年	12	6	5	1	0	6	8	
令和3年	11	4	0	4	0	7	8	
令和4年	10	7	4	3	0	3	15	

出典:結核発生動向調査

(ウ) 年齢階級別新登録状況

令和4年の新登録結核患者は、「70歳以上」が70.0%(7人)で半数以上を占めている。

図2 新登録患者の年齢構成の推移



出典:結核発生動向調査

(工) 発見動機別新登録状況

結核患者の発見動機は、医療機関受診が4人(40.0%)、他疾患での入院中1人(10.0%) 通院中4人(40.0%)と医療機関からの発見が高い割合を占めている。

表 2 発見動機別新登録者数

	個別				拉	触者	医療機関							
		表診断	定	期検診	健診		受診		他疾患 入院中		他疾患 通院中		計	
	人	(%)	人	(%)	人	(%)	人	(%)	人	(%)	人	(%)	人	(%)
平成30年	0	(0.0)	2	(11.8)	0	(0.0)	12	(70.6)	3	(17. 6)	0	(0.0)	17	(100)
平成31年	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	8	(66. 7)	2	(16. 7)	2	(16. 7)	12	(100)
令和2年	1	(8.3)	1	(8.3)	0	(0.0)	15	(41.7)	3	(25. 0)	2	(16. 7)	12	(100)
令和3年	0	(0.0)	1	(9. 1)	0	(0.0)	7	(63. 6)	1	(9.1)	2	(18. 2)	11	(100)
令和4年	0	(0.0)	1	(10.0)	0	(0.0)	4	(40.0)	4	(40.0)	1	(10.0)	10	(100)

出典:結核発生動向調査

(オ) 市町村別新登録患者数

表 3 市町村別新登録者数 (人)

	名護市	国頭村	大宜味村	東村	今帰仁村	本部町	伊江村	伊平屋村	伊是名村	計
平成30年	7	0	1	1	3	3	1	1	0	17
平成31年	7	0	0	0	2	2	1	0	0	12
令和2年	5	1	1	0	2	2	1	0	0	12
令和3年	5	1	2	0	2	1	0	0	0	11
令和4年	7	0	0	1	0	2	0	0	0	10

出典:結核発生動向調查

ウ ハイリスク者対策

(7) 結核健康診断 (接触者健康診断)

結核健康診断は、感染性の結核患者と接触があり、結核感染の可能性が高い家族・接触者等に対して保健所が実施。

表 4 結核健康診断(接触者健康診断)実施状況(令和 4 年 1 月 1 日 ~ 令和 4 年 12月31日)

			受診	者数		健診結果		
		対象者数	実数	延数	受診率	結核登録	潜在性 結核感染症	
	家族、その他	11	11	14	100%	0	2	
#	一般病院•精神病院	2	2	3	-	0	0	
集団	老人•福祉施設等	3	3	4	-	0	0	
	職場・学校等	0	0	0	-	0	0	
	合計	16	16	21	100%	0	2	

※「家族、その他」…結核患者の家族、同居者、友人等の個人単位の対象者 「集団」…施設長宛に依頼文を出して健診を実施している対象者(施設職員等)

工 啓発活動

結核に関する正しい知識の普及啓発を図り、地域全体の感染予防対策を推進・強化する ことを目的にパネル展示を実施。

結核予防週間(9月24日~30日)

表 5 結核予防週間実施状況

実施期間	内容
令和4年9月24日~30日	・ポスター掲示(場所:保健所内) ・管内医療機関へポスター掲示依頼 ※新型コロナ蔓延のため例年より縮小して実施

(2) 感染症対策

ア 感染症予防

平成11年4月に施行された感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (以下「感染症法」という。)に基づき、管内の市町村や医療機関と連携し、発生予防、 蔓延防止、知識の普及啓発と人権への配慮、緊急時の連絡体制の整備等を行っている。

平成25年4月には、国民の生命・健康を保護し、国民生活・国民経済に及ぼす影響を 最小とすることを目的とした「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が施行された。

令和元年12月中華人民共和国の湖北省武漢市で肺炎患者の集団発生として報告された新型コロナウィルス (SARS-Cov2)) については、国内では令和2年1月16日に初めて患者が報告された。

新型コロナウイルス感染症について、政府は、令和2年2月1日に指定感染症に指定し、感染拡大防止に重点を置いた基本方針を2月25日に示した。3月26日には新型コロナウィルス感染症のまん延のおそれが高いことから「新型インフルエンザ等対策特別措置法」を読み替えて適応し、政府対策本部が設置、感染者数を抑えること及び医療提供体制や社会機能を維持するため緊急事態措置等の対策が取られ、3月28日に「新型コロナウィルス感染症対策の基本的対処方針」が示された。その後、令和3年2月13日に更なる対策推進のため、「まん延防止等重点措置」創設を含む改正法が施行された。

なお、県内では令和2年2月14日、北部保健所管内では4月12日に1例目の患者が確認され、令和4年3月に至るまで感染拡大が確認されている。

(ア) 概要

感染症法の対象疾患が発生した場合、診断を行った医師は、1類~4類感染症の場合直ちに、5類の全数把握疾患は7日以内に保健所への届出義務がある。北部保健所管内における全数把握の感染症の主な発生状況については、表6のとおりである。

表 6 感染症発生状況 年度別推移(全数把握分)

	疾患名	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31	令和2	令和3	令和4	計
3 類	腸管出血性大腸菌感染症	0	1	7	1	0	2	0	0	11
4	レプトスピラ症	0	9	0	4	1	0	1	2	17
類	レジオネラ症	0	1	4	4	2	2	3	0	16
炽	日本紅斑熱	0	0	1	0	0	0	0	0	1
	梅毒	0	0	1	0	0	0	3	9	13
	カルバペネム耐性腸内 細菌科細菌感染症	0	1	1	2	0	0	0	0	4
	麻しん	0	0	0	23	0	0	0	0	23
5	破傷風	1	0	2	0	1	0	0	0	4
類	後天性免疫不全症候群	0	0	0	1	1	0	0	0	2
枳	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	0	5	9	1	0	0	0	0	15
	侵襲性肺炎球菌感染症	0	0	3	4	8	3	2	4	24
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	0	0	0	0	0	2	0	0	2
	急性脳炎	1	0	1	0	1	0	0	1	4
	ジアルジア症	0	0	0	0	0	0	1	0	1

※上記疾患名については、全数把握の感染症のうち近年報告のあった疾患のみを抜き出している。

新型コロナウィルス感染症は令和4年度25,380件の発生届があり、入院1,394件、ホテル療養・自宅療養が23,986件であった。

イ 感染症発生動向調査

感染症に関する情報を全国規模で迅速に収集、解析、還元するオンラインシステムにより、感染症の流行状況を把握し、予防対策の確立を図っている。

管内では、小児科3定点、インフルエンザ5定点、眼科1定点、基幹1定点、性病1 定点から、情報を収集して報告している。これらの定点医療機関に加え2カ所の管内協力医療機関からの報告を集計、解析した情報を各定点・協力医療機関、管内市町村等へ還元している(表7)。

(7) 発生状況

- ・令和4年度の発生状況を図3 (インフルエンザ)及び図4 (その他の疾患)に示す。
- ・新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響もあり、例年より発生報告が減少。



図3 インフルエンザの発生状況

図 4 主な疾患の発生状況

令和4年度

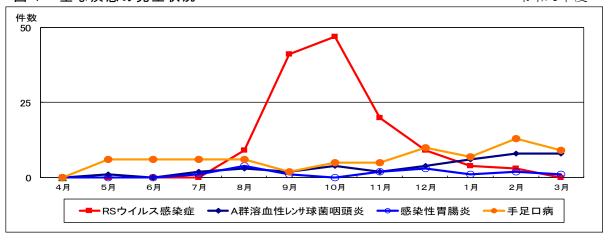


表 7 令和 4 年度感染症発生動向調査月別報告状況(定点+協力医療機関) 単位:件数

	疾患別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
	RSウイルス感染症	0	0	0	0	9	41	47	20	9	4	3	0	133
	インフルエンザ	0	0	2	3	10	2	1	28	22	752	182	36	1038
	咽頭結膜熱	0	3	4	2	2	2	0	1	1	0	0	0	15
	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	0	1	0	2	3	2	4	2	4	6	8	8	40
	感染性胃腸炎	0	0	0	1	4	1	0	2	3	1	2	1	15
	水痘	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	手足口病	0	6	6	6	6	2	5	5	10	7	13	9	75
	伝染性紅斑	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	突発性発疹	0	1	0	1	0	1	0	1	1	2	2	1	10
	百 日 咳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ヘルハ゜ンキ゛ーナ	0	0	0	0	0	0	2	0	1	1	0	1	5
5	流行性耳下腺炎	0	0	0	1	0	0	2	0	1	0	0	0	4
5	流行性角結膜炎	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	3
類	急性出血性結膜炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
751	クラミジア肺炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	細菌性髄膜炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	無菌性髄膜炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	マイコプラズマ肺炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	感染性胃腸炎(ロタウイルス)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	性器クラミジア感染症	0	0	2	2	3	0	3	0	6	3	3	2	24
	性器ヘルペスウイルス感染症	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	尖形コンジローマ	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1	3	0	6
	淋菌感染症	0	0	0	0	1	0	1	0	2	0	1	2	7
	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	0	0	0	0	7	3	4	3	3	3	4	3	30
	薬剤耐性緑膿菌感染症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

ウ エイズ対策

(ア) 法的根拠

平成元年に「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律」が施行され、沖縄県は「沖縄県HIV及び性感染症検査・相談事業実施要領」に基づきHIVについての知識の啓発、検査体制の確保・充実に取り組んでいる。また、平成11年には「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」へ統合された。

(イ) 事業内容

a 保健所におけるHIV検査・相談の実施

昭和62年から保健所においてHIV検査・相談事業を無料、匿名で実施。

平成17年度から即日検査(1回/週)を開始、一般健康診断業務を廃止した平成20年度から即日検査日を拡充(2回/週)していた。また、HIV検査普及週間、世界エイズデーには臨時の検査及び相談の機会を設けている。

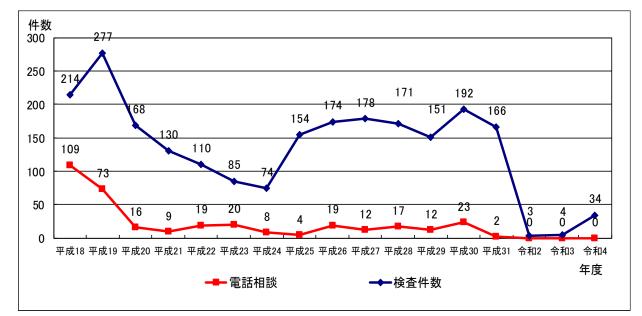


図5 エイズ電話相談・HIV検査件数の推移

地域保健事業報告より

HIV検査件数は、平成19年度までは一般健康診断受診者の利用もあり200件を超えていた。 その後、相談・受検件数が年々減少していたが、平成25年度以降は増加傾向が見られた。 令和2年度~令和4年度に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響により、感染拡 大時には検査体制を縮小せざるを得ない状況となった。

b HIV啓発普及事業

新型コロナウイルス感染症対策強化のため実施なし。

工 性感染症対策

性感染症に関する相談を来所又は電話にて随時受け付けている。受検者はHIV検査との同時受検を希望される事が多い。また、性感染症予防、正しい知識の普及啓発活動をHIV対策の啓発普及事業と併せて行っている。

表 8 性感染症検査件数

	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
クラミジア	155	134	2	4	32
梅毒	190	146	3	4	35

オ ウイルス性肝炎対策

(7) 肝炎治療促進事業(肝炎治療費助成事業)

本事業は、肝炎患者の経済的負担を軽減し治療の促進を図ることにより肝硬変、肝がんの発症を予防することを目的としている。

沖縄県では平成20年度からインターフェロン治療について、医療費の一部公費負担を始め、平成22年度よりB型肝炎における核酸アナログ製剤治療、平成23年度からはB型肝炎のペグインターフェロン単独療法、C型肝炎の代償性肝硬変に対する2剤併用療法、C型肝炎に対する3剤併用療法が医療費助成対象となっている。平成26年度からはインターフェロンフリー治療についても追加された。

表 9 肝炎治療受給者数

	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
B型肝炎	57	54	58	59	65
C型肝炎	8	7	2	3	1

(イ) ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業

本事業は、肝炎ウイルス陽性者を早期に発見するとともに、相談やフォローアップにより早期治療につなげ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図ることを目的としている(平成27年6月1日より施行)。令和4年度末のフォローアップ対象者は3件である。

(ウ) 肝炎相談・検査事業

肝炎の早期診断を目的とした肝炎ウィルス検査・相談を実施している。

表10 肝炎検査実施件数

	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
B型肝炎	129	108	4	1	10
C型肝炎	44	29	3	0	2

カ 予防接種

本事業は、予防接種に関する正しい知識の普及、接種率の向上を目指し、感染のおそれがある疾病の発生及びまん延を防止することを目的としている。

保健所は、「予防接種法」に基づき、市町村が主体となって実施している定期予防接種について指示・指導を行い、予防接種事業の円滑な実施に努めている。

3 その他の疾病対策

(1) 骨髄提供希望者登録推進事業(骨髄バンクドナー登録)

ア 根拠

- (7) 平成6年9月29日付健医発第1096号厚生省保健医療局長通知「骨髄提供希望者登録推進事業実施要綱」
- (4) 「沖縄県骨髄提供希望者登録推進事業取扱要領」(平成7年7月1日施行)

イ 目的

骨髄提供希望者が登録しやすい環境を整備するため、保健所で登録受付業務を行い、 骨髄提供者の確保を図ることを目的とする。

ウ 登録受付業務内容

- ・骨髄提供希望者に対し骨髄移植及び骨髄バンク事業について説明を行う。
- ・本人の了解を得て、採血を行う。毎月第2・4火曜日午前中(予約制)に実施。
- ・採血した血液を沖縄県赤十字血液センターへ搬送する。

エ 主な登録の要件

- (ア) 骨髄提供の内容を十分に理解している方
- (イ) 骨髄提供希望者 (ドナー) 登録できる年齢:18歳以上54歳以下 骨髄を提供できる年齢:20歳以上55歳以下
- (ウ) 体重は男性45 kg・女性40 kg以上 ただし、血圧や病気の既往歴などによっては登録できないこともある。

才 登録受付状況

表 1 年度別登録件数

	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
登録件数	1	1	0	1	1

移動献血車でも骨髄ドナー登録が可能なこともあるため、保健所における登録件数は 少ない状況である。

(2) 熱中症

熱中症とは、高温多湿な環境に長くいることにより、体温調節機能がうまく働かなくなった結果、体内に熱がこもってしまう状態をいう。

沖縄県では、県内23の定点医療機関の協力を得て、6月から9月までに発生した熱中 症について今後の予防対策に役立てるため、発生状況をとりまとめ公表している。

なお、令和2年度~令和4年度は新型コロナ対応等により発生状況を収集していない。